

2013年4月4日

防衛大臣 小野寺 五典 殿

陸上自衛隊第11旅団

第11後方支援連隊輸送隊

亡島袋英吉1等陸士相続人代理人

弁護士 団長 佐藤 博



## 要 請 書

札幌地方裁判所は、本年3月29日、陸上自衛隊真駒内基地徒手格闘訓練死事件（平成22年（ワ）第2554号国家賠償請求事件）につき、原告勝訴の判決を言い渡した。

本裁判は、2006年11月22日、当時20歳だった亡島袋英吉1等陸士が、徒手格闘訓練中に相手方に投げられ、急性硬膜下血腫及び外傷性くも膜下血腫で亡くなった事故につき、自衛隊の責任を問うものである。

遺族原告らは2010年8月3日に提訴し、以後、本件訓練に関与した3名の自衛官の安全配慮義務違反及び亡英吉の遺体に残された傷害の痕跡等から、訓練の目的を超えた有形力の行使の存在について主張・立証を行ってきた。

判決は、自衛隊の徒手格闘訓練について、「旺盛な闘志をもって敵たる相手を殺傷する又は捕獲するための戦闘手段であり、その訓練には本来的に生命身体に対する一定の危険が内在」するものとして、徒手格闘訓練の危険性について初めて言及し、その上で、訓練の指導者は「訓練に内在する危険から訓練者を保護するため、常に安全面に配慮し、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負う」とし、このことは、徒手格闘訓練が自衛隊の訓練として行われる場合であっても異なるものではないとし、本件訓練の指導者たる自衛官につき、指導者としての注意義務に違反するとして過失を認めた。

本判決は、訓練に関与した自衛官らの故意責任を排斥する点で遺憾ではあるものの、自衛隊内での訓練における安全管理の杜撰さを指摘し、国の責任を認めたことの意義は極めて大きく、国に深刻な反省を迫るものであると考える。

ついては、防衛大臣に対して、下記のとおり要請する。併せて、防衛大臣宛の請願署名を提出する。

### 記

1. 被告である国は、亡くなった自衛官と遺族の苦しみを真摯に受け止め、控訴しないこと。
2. 原告ら両親及び家族に対して謝罪すること。
3. 再発防止に向けた取り組みを徹底するとともに、危険な徒手格闘訓練を即刻廃止して自衛隊員の人権を保障すること。

以上